

令和元年度 活動方針

平成27年4月に都市農業振興基本法が成立し、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が法に位置づけられた。平成29年6月には生産緑地法が改正され、生産緑地の下限面積が緩和されるとともに、特定生産緑地制度が創設された。平成30年9月には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行された。こうした制度改正は、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた取組を大きく前に進めるものである。

協議会は、これらの法制度を最大限に活かして都市農業を振興し、都市農地を保全する使命を担っている。そこで、令和元年度の活動方針を下記のとおり定める。

記

1 都市農業の振興と住民へのPRの促進

都市農地は、農産物の生産、環境保全、防災、食育等、多様な機能に加え、都市生活に新たな豊かさをもたらす役割を担っている。

協議会は、農業者と協力し、大都市東京に立地する特性を活かして積極的に都市農業を振興する。また、会員自治体等が開催する世界都市農業サミットや都市農業シンポジウム、アグリフェスタなど、都市農業の振興や都市農地の保全に資する様々な催しを積極的に支援するなど、都市農業・農地の重要性を様々な機会を通じて広く発信する。

2 新制度の活用

都市農地に係る新制度を周知し、最大限に活用して、都市農地を保全する。

3 協議会活動の発信

都市農地保全に向けた全国的な機運の醸成を図るため、本会の活動状況等を、都市農地を持つ自治体等へ適宜発信する。

4 研究活動の実施

都市農地の保全や農業振興施策について、現在の国の動向を知るための勉強会の実施や、各自治体の取組事例に係る情報交換など、研究活動および情報共有を行う。